

I 調査の概要と手法

●調査目的

地域の公立文化施設を取り巻く状況は、市町村合併による広域的な枠組みの変化、指定管理者制度の導入、東日本大震災による影響、公益法人制度改革への対応、劇場法の制定、公共施設総合管理計画の策定、文化芸術基本法および障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立などにより大きく変化している。こうした状況の変化に対応した地域の文化政策を実施していくには、地域の公立文化施設の実情を的確に把握することが不可欠である。本調査は、上記の問題意識の下、全国の公立文化施設の実態をハード・ソフト両面にわたり調査し、最新のデータを集積、分析することにより、今後の地域の文化政策の充実に資する資料を作成することを目的としている。

●調査内容

地域創造では、財団設立以来、およそ5年に一度「地域の公立文化施設実態調査」(前回は2014年度^(*1))を実施し、地域の公立文化施設の状況について把握してきた^(*2)。

今回、2019年度は、2014年度の後継調査として「ホール施設」「美術館」「練習場・創作工房(アーティスト・イン・レジデンス施設を含む)」全分野において公立文化施設および設置団体である地方公共団体を対象にアンケートを行い、施設整備状況および運営・活動実態について把握した。

調査実施にあたっては、2014年度調査で把握した公立文化施設のリストを設置主体である地方公共団体に送付し、これを各々更新(追加・修正)した上で、調査対象施設とした。

加えて、各公立文化施設の実態把握にあたって、施設の設置団体となる地方公共団体に対して、文化振興に関わる条例や計画の有無、文化芸術振興のための基金設置の有無、新規施設計画の有無などについての調査も実施している。

●対象施設

地方自治法上の「公の施設」(特別区、一部事務組合等が設置した施設を含む)である公立文化施設で、音楽、演劇、美術等の事業が行われている「ホール」「美術館」「練習場・創作工房」およびそれらを含む「複合施設」を指す^(*3)。本調査では、実態に即した現状を把握するため、芸術文化を設置目的とする公立文化施設だけでなく、現に舞台芸術公演や美術作品展などの場となっている公の施設も調査対象施設としている。

●調査時点

2019年9月1日(調査期間は、2019年9月～11月)

●調査方法

全国の地方公共団体の文化振興ご担当者に「調査対象施設一覧表(2014年度調査の回答より作成したもの)」および地方公共団体向け調査票と、公立文化施設向け調査票を配布^(*4)。当該地方公共団体において調査対象施設を確認・修正の上、各施設に調査票を配布し、都道府県による取りまとめの後、回収した(右頁「調査の流れ」参照)。

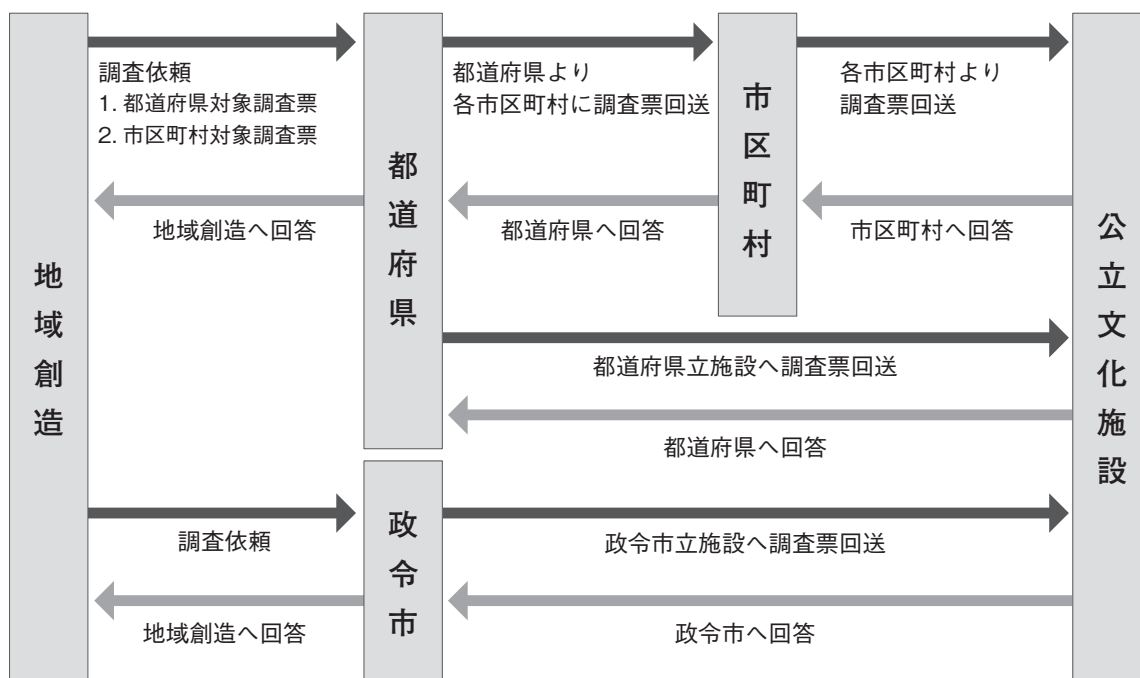
*1 平成から令和への改元に伴い、混乱を避ける観点から、表記は原則として西暦に統一した。

*2 この結果は「地域の公立文化施設実態調査」報告書として発行。 <https://www.jafra.or.jp/library/report/>

*3 本調査で言う「ホール」等、施設ごとの定義はP4「本報告書の用語定義」参照。

*4 調査票配布先は、都道府県、市町村、特別区および調査対象施設を有する「一部事務組合」。

●調査の流れ



●本報告書の集計分析について

【1】設置主体別の分析

「都道府県」「政令指定都市(以下、政令市と呼ぶ)」および人口規模別の「市区町村」^(*)でクロス集計した。広域行政については、対象施設が市町村合併に伴い2しかないこと、またいずれも市と町村による一部事務組合となっているため、「市区町村」に包含した。

【2】集計結果の合計値

集計結果は、小数点第2位以下を四捨五入^(**)しているため、合計が100%に一致しない場合がある。

*1 「市区町村」とは政令市を除く市町村と特別区を指す。

*2 0.04以下は小数点第2位以下を四捨五入して0.0と表記。回答が完全に0の場合は「-」と表記。

●本報告書の用語定義

【1】「施設」

本調査では、「専用ホール」、「その他ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」それぞれについては『施設』と表記し、それぞれの定義は以下の①～④のとおりとした。

①ホール

舞台および客席や舞台設備等を有し、舞台芸術の公演などを行う施設^(*6)。「ホール」は、さらに次の2つに区分する。

◎「専用ホール」(P23～)

コンサートホール、劇場、多目的文化ホール、能楽堂、オペラハウス、映像ホールなど、舞台芸術の公演等を主用途とする施設。

◎「その他ホール」(P59～)

舞台芸術以外の利用を主用途とする施設(アリーナ、体育館、メッセ、国際会議場、公民館等)で、舞台および客席(可動式を含む)や舞台設備等を有し、現に舞台芸術の公演を行っている施設。例えば、公民館や体育館であっても、舞台設備等を有して舞台芸術公演が行われていれば「その他ホール」として調査対象に含めた。

②美術館(P79～)

博物館法の規定に関わりなく、美術作品の展覧会などを行う専用施設^(*7)。

③練習場・創作工房(P113～)

音楽・演劇等の舞台芸術の練習、又は美術の制作を行う専用施設^(*8)。

④複合施設

上記の「ホール」(「専用ホール」又は「その他ホール」)、「美術館」、「練習場・創作工房」のいずれかが含まれる複合施設^(*9)。

【2】「館」

上記【1】の施設が入っている建築物に関して「館」と表記。同じ館内に複数の内容の文化施設(今回の調査対象となっている「専用ホール」「その他ホール」「美術館」「練習場・創作工房」の各種別)が含まれている場合、館数は1であっても、施設数としては2以上になる場合がある(「専用ホール」と「その他ホール」それぞれの内容の施設がある場合、など)。集計単位は基本的に館単位となるが、文化施設の単位で集計する必要がある場合には「延べ施設数」として別途表記した。

【3】「N」

グラフや集計表、説明文中の「N」とは「有効回答数」であり、当該設問で集計の母数を示す(設問ごとに有効回答数は異なる)。

【4】「MA」

Multiple Answerの略称で、複数回答可とした設問に付した(合計が100%にならない)。

*6 美術館に付属する視聴覚ルームなどの付属施設や、練習場専用施設で公演を行う場合は該当しない。

*7 収蔵品の有無は問わない。専ら貸し会場としてのみ運営される施設も含むが、ホールに付属する市民ギャラリーなどの付属施設は該当しない。また郷土資料館や文学館など、展示対象が美術作品でない施設も該当しない。

*8 ホールに付属する練習室や、美術館に付属する創作工房、アトリエなどの付属施設は該当しない。

*9 複合施設とは、館の事業目的を達成するために設けられた中心施設が複数ある施設を指し、民間施設(商業施設、オフィス、住居等)との合築は複合施設に含まず、単独施設とする。

●地方公共団体からの回答について：1,645団体

◎本調査対象団体の内訳

	全体	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合
配布数	1,790	47	20	1,721	2
回答数	1,645	47	20	1,576	2
回収率	91.9	100.0	100.0	91.6	100.0

●本調査対象施設数：3,442館、延べ3,671施設(1,645団体からの回答による)

※表の上段は回答数、下段は%を示す(以下同様)。

◎本調査対象施設数(設置団体回答数)(→P8)

館数	施設タイプ		
	単独施設	複合施設	不明
3,442	1,851	1,585	6
100.0	53.8	46.0	0.2

◎本調査対象施設の施設内容別内訳(設置団体回答数)

延べ施設数	ホール			美術館	練習場・創作工房
	専用ホール	その他ホール	ホール計		
3,671	1,483	1,363	2,846	648	177
100.0	40.4	37.1	77.5	17.7	4.8

◎有効回答数(施設回答数)(→P17)

館数	延べ施設数	ホール			美術館	練習場・創作工房
		専用ホール	その他ホール	ホール計		
3,343	3,568	1,455	1,310	2,765	628	175
	100.0	40.8	36.7	77.5	17.6	4.9

●有効回答施設数の内訳(調査年別)

※調査ごとに異なる調査方法(2007年は総務省との共同調査、2014年以降は地域創造単独での調査)や回答率に基づく調査結果を比較のために並べた参考値である(市区町村回収率は2007年が94.6%、2014年が90.4%、2019年が91.6%)。

